

中国・四国支部だより 第24回中国・四国支部研修会 印象記

西本 一幸

2018年9月14日、第24回中国・四国支部主任者研修会が、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設で開催されました。本研修会は、放射線取扱主任者及び放射線管理実務者の方々を対象にして、放射線及び安全管理に関する情報の交換と相互交流を図ることを目的として毎年開催されています。

さて、2017年4月14日の放射線障害防止法の改正を受け、中国・四国地区でも原子力規制庁主催の法令改正説明会（2018年8月6日）が開催されたところです。

今回はこれを踏まえ、原子力規制庁の担当者に加え、外部の専門家も招いて、法令改正の背景にある「安全文化の醸成」にかかわるトピックについてご講演いただきました。また、法令改正に伴う対応について、その取り組みの現状を大学と民間企業のそれぞれの立場からご報告いただき、さいごに、全体を通した質疑応答も含めて総合討論が行われました。

特別講演1：放射線障害防止法関係の最近の動向 ～法令改正と安全文化の醸成～

講師：立部洋介氏（原子力規制庁放射線規制部門）

今後に施行となる事業者責務の取り入れと今般の法令改正全体の背景にもなっている放射線安全文化についてのお話がありました。

事業者責務が法律に明記されたこともあり、安全文化の醸成を図るべく各事業者においてマネジメント層のコミットメントが必要になってくるということが大きな前提としてありつつも、規制側としても多様な業態の事業者にはフィットした体制を整備する必要があるとの認識が基本になっているようで、事業者側とも互いに協力しながら時間をかけて安全文化の醸成に繋げていければとのことでした。

講演において、結局のところ予防規程に何を書き



写真 研修会風景

込めば正解なのか、といった雰囲気も会場にはありましたが、「予防規程改正の届出期限に完成されたものを期待しているわけではなく、届出後も継続的に改善に取り組んでいただければよい。」というような言葉も聞かれ、今後の対応に向けてたいへん参考になりました。

特別講演2：ヒューマンエラーとその防止策

講師：井上枝一郎氏（大原記念労働科学研究所）

ヨーロッパのリゾート地で起きた史上最悪といわれる航空機事故を例にお話を進められ、その原因がヒューマンエラーであると言われていることが紹介されました。そしてヒューマンエラーに対する理解があまり進んでこなかったことを指摘され、そもそも人間はミスをする動物である、ヒューマンエラーは原因ではなく結果である、ヒューマンエラーを呼び起こした事象が主原因である、ヒューマンエラーが減少しないのは、真の原因を追究しようとしなから、等の言及がありました。さいごに、ヒューマンエラーはある程度起こりうるということを前提に、組織的な要因等の制御にこそしっかりと対応す

ることによって問題となるような事象の発生に至らせないことが肝要であると締めくくられ、こういったことこそ“マネジメント層”に聞いてもらいたい、という内容でした。

安全文化の醸成を背景とした事業者責務の取り入れが柱の1つになっている今般の法令改正に際し、たいへんふさわしい内容で、今後の対応作業にとって大きな指針になるものと思われました。

取組事例1：大学における取組状況 法令改正に伴う岡山大学の対応について

講師：寺東宏明氏（岡山大学自然生命科学研究支援センター）

岡山大学では、全学ポストとして統括放射線安全管理主任者が設けられていて（寺東先生がお務めです）、学内各施設の放射線取扱主任者を指導し、全学的な放射線安全管理の推進と各施設の運営を支援する体制をとっており、同管理主任者をリーダーとしてワーキンググループを立ち上げ、法令改正への対応にもあたっているそうです。

そこでは、全学共通となる、予防規程のひな形を作成する等の作業を進めており、そのひな形のもとに各施設の予防規程が策定される見込みであるとのこと。

また、この取組みには、下部規定の策定や現行の関連規定とのすり合わせも必要になるため、今後に学内の事務方との共同作業が予想され、むしろこちらの方に時間がかかるというふうなこともあるようで、この辺の事情については、我が身に引き寄せて考えてみても、ひとつのハードルになるようでもあり、しっかりと学内関係者の理解を得ておく必要があるなあと認識させられました。

取組事例2：民間企業における取組状況 法令改正に伴う千代田テクノルの対応について

講師：酒井昭宏氏（(株)千代田テクノル）

すこし先の話だから…、と油断しそうになっていましたが、今般の法令改正のうち、防護措置に関するお話を伺うことができました。

千代田テクノルでは、防護対象となる区分1から区分3までの装置を取り扱っているとのこと。例えば、区分1には血液照射装置、区分2として線

量計校正装置、区分3ではアフターローディング装置等があるようです。

それぞれの区分に応じて必要とされる対策がさまざま、なかでも施設や設備の整備については、法令の施行に間に合うように、各々の組織内で早めの予算措置が必要とされているとの指摘がありました。

そうしたなか、防護措置に関する対策例の紹介があり、いくつかのケースを区分ごとに図で示しながら、分かりやすくご説明いただきました。

また、質疑応答のなかで、これらの対策には、もちろん区分にもよりますが、下は100万円から上は500万円程度かかるというような話も聞くことができ、今後の参考として大いに役立つものと思われました。

総合討論：放射線障害防止法の改正に向けた現場対応

原子力規制庁の方がお二人とも最後まで付き合ってくださった関係か、この際だから…とばかりではないでしょうが、会場から盛んに質問が繰り出されました。

なかでも、今回の法令改正のなかで、放射線取扱主任者とその代理者の職務・権限や、複数選任の場合の役割分担の明確化が言われていたり、組織のマネジメント層のコミットメントといったことが出てきたりしているせいか、その辺に関する質疑応答が多く思えました。例えば、同一の有資格者が複数の（“許可・届出番号”の違う）事業所の主任者を掛け持ちすることはだめ、ということもあるようで、恥ずかしながら筆者には初耳的なところもあり、あらためて勉強になりました。

研修会終了後、岡山駅直結の肉料理（とパンケーキ）がおいしいお店で情報交換会が持たれました。

引き続き多くの方が参加されましたが、放射線管理に初めて携わるという方もおられたりして、日常業務のあれこれについての話も出る等、リラックスした雰囲気の中、互いに他の事業所での実務についてのやりとりもでき、たいへん有意義な場となりました。

（香川大学 総合生命科学研究センター）